

【男女共同参画基本計画について】**第1次基本計画****男女共同参画基本計画(第1次) 閣議決定【平成12年12月12日】**

男女共同参画基本計画とは、男女共同参画基本法第13条に基づく法定計画
第1次基本計画では、下記11項目の重点目標を掲げ

平成22年(2010年)度までを見通した施策の基本的方向と、

平成17年(2005年)度末までに実施する具体的な施策内容を示している。

(重点目標)

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4 農山漁村における男女共同参画の確立
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 9 メディアにおける女性の人権の尊重
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

第2次基本計画

**内閣総理大臣より男女共同参画会議()に対し、基本計画を改定にあたって諮問
【平成16年7月】**

男女共同参画会議

男女共同参画会議は、平成13年1月の中央省庁等再編によって、重要政策に関する会議の一つとして、男女共同参画審議会を発展的に継承するものとして設置された。

構成員

内閣官房長官を議長とし、各省大臣等12名及び学識経験者12名の
総計25名で構成

男女共同参画会議が基本計画改定について答申【平成17年7月25日】

男女共同参画基本計画(第2次) 閣議決定【平成17年12月27日】

第2次基本計画では、12の重点分野を掲げ、
平成32年(2020年)までを見通した施策の基本的方向と
平成22年(2010年)度末までに実施する具体的施策の内容を示している。
平成22年(2010年)度には、計画全体について見直しを行う。

第3次基本計画 今後の動き

内閣総理大臣より男女共同参画会議に対し、基本計画(第2次)の計画策定にあつての基本的な考え方を諮問【平成21年3月26日】

**計画の全体方針に関する議論、現行計画のフォローアップ
【平成21年内】**

**基本計画改定について答申(案)公表、パブリックコメント等を通じた意見聴取
【平成22年秋頃】**

男女共同参画会議が基本計画改定について答申【平成22年秋頃】

男女共同参画基本計画(第3次) 閣議決定【平成22年冬頃】